



職場の新型コロナに対する調査結果

東京支部は、新型コロナの職場での感染防止対策や勤務状態を調査した。短期間の調査のため集計は15分会10班に留まったが、少なからず会社のコロナ対策の実態も浮かび上がってきた。

《職場内の感染防止対策》であるが、ほとんどの職場でマスク・消毒液・アクリル板・体温計など基本的な対策は一定程度取られている。ただ、「リネン交換は毎日行われるが、各自で行われている」「出区電車の窓あけ」など通常業務以外の作業を強いられている実態。また社員の「食事づくり」に対し自粛を求める職場があるなど、その指導には行き過ぎではとの疑念も生じる。

《勤務状況》については職場により対応が分かれている。従来より「オフピーク通勤の実施」「日勤は基本自宅待機」「PC・タブレットによるテレワークの実施」などの対応を取る職場がある一方、「自宅待機・オフピーク通勤は第1次の時はあったが、第2次第3次ではなし」「3回目の緊急事態宣言ではテレワークはほとんど扱われず」といった職場も多くなっており、業務を優先させるシフトに切り替えてきているのも事実である。業務である以上致し方ない部分もあるが、職場内感染対策はそのままに勤務体制だけ緩めるのはいかがであろう。

この調査時点で今後のワクチン接種について分会や職場労働安全衛生委員会等で「接種の勤務の取り扱い・副反応の症状が出た場合の取り扱い」など会社と話し合っている職場があり、その取り扱いをめぐり現場では不安の声も多く出ている。

JR会社ではすでに職域接種が決まり、早々に職場ごとに順次接種をしていく事になっているが、特に接種後のだるさ・発熱等の副作用は運行業務において安全上無視する事はできない。会社として社員の健康に配慮し、無理のない勤務等の取り扱いが求められる。

旧国鉄・
JR大井工場

アスベスト裁判 第4回公判が行われる

6月8日、10時から東京地裁にて旧国鉄・JR大井工場アスベスト裁判の第4回口頭弁論が開催され、組合員・OB・支援者ら17人が結集した。

今回の公判は、前回公判で被告・会社側の「タバコが原因」との主張に対する、原告側の反論・主張となった。原告側は準備書面で「肺がんの原因を一意に特定できない」「タバコを吸っていたとしても、肺がんは暴露された石綿と合わさって生じたものであり、そのリスクを踏まえた安全配慮義務をとるべきだった」「職業的石綿暴露水準を遥かに超える石綿小体が検出されている」「原告には相当の石綿暴露があったのだから喫煙をしていてもそれに応じた責任を追うべきである」「具体的に吸塵機や排気装置を設置したとするが、その証拠が示されていない」との主張を書面にて提出してきた。

公判で被告側は「安全配慮義務違反にはあたらない」「喫煙による肺がんは病理学上、蓋然性がある」「タバコ、石綿どちらが原因かわからないので、カルテを見て判断したいが、未だ提出されていない」と主張。カルテについては原告側から「準備中であり、1ヶ月後には提出できるであろう」とした。

公判後、法廷控室の報告会では、弁護団から「会社から当時の対策として『衝立つけました』『換気扇つけました』『マスク用意しました』と言っているが実態に反しており、マスクなどは無く、どんな換気装置をつけたのかも『分かりません』と答えられない」「組合で当時の全ての検査・修繕車両を調査した結果約7割が鉄鋼車両という事が判明、溶接・切断も多かった事が明らかになった」「組合が一生懸命協力してくれて弁護団として心強い」と述べられた。引き続き裁判で事実を明らかにし、被告に責任を求めていくことを確認しあった。

次回公判日程 9月14日(火) 東京地裁9:40集合 多くの組合員の傍聴をお願いします